

米国における、賄賂を収受等した外国公務員を処罰する法令(The Foreign Extortion Prevention Act)の制定について／外国公務員贈賄罪に関する新たな国外犯処罰規定の創設(2023年不正競争防止法改正)について

危機管理ニュースレター

2024年1月31日号

執筆者:

[木目田 裕](#)

h.kimeda@nishimura.com

[宮本 聡](#)

s.miyamoto@nishimura.com

[梅澤 周平](#)

s.umezawa@nishimura.com

[平尾 寛](#)

k.hirao@nishimura.com

[西田 朝輝](#)

a.nishida@nishimura.com

[澤井 雅登](#)

ma.sawai@nishimura.com

目次

- I 米国における、賄賂を収受等した外国公務員を処罰する法令(The Foreign Extortion Prevention Act)の制定について／木目田 裕
- II 外国公務員贈賄罪に関する新たな国外犯処罰規定の創設(2023年不正競争防止法改正)について／平尾 寛、宮本 聡
- III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、梅澤 周平、澤井 雅登

I 米国における、賄賂を収受等した外国公務員を処罰する法令(The Foreign Extortion Prevention Act)の制定について

執筆者: 木目田 裕

既に報道もされ、米国の法律事務所のニュースレターでも取り上げられているところですが、昨年である2023年12月、米国連邦政府が、米国人等から賄賂を要求・収受等した外国(つまり米国以外の国)の公務員を処罰する罰則を制定しました。これは、2024会計年度国防授權法(The National Defense Authorization Act)の一部として米国連邦議会で可決成立し、バイデン大統領が2023年12月22日に署名して、即日発効したものです。

この罰則の short title は、The Foreign Extortion Prevention Act であり、報道等では、FEPA という略称で呼ばれているようです。Short title を直訳すると「海外恐喝防止法」ないし「海外職権濫用防止法」でしょうか。この直訳は、ある意味、立法者の意図ないし新興国等で賄賂を要求される米国企業の気持ちをよく示すものなのかもしれません。

FEPA の概要は、次の通りです。

外国公務員等(FCPA(the Foreign Corrupt Practices Act)における外国公務員等の範囲と同様に、狭義の政府公務員に限られない)が、米国人、米国企業、米国証券法上の証券発行者、米国管轄内に所在する者(米国人・米国企業に限られない)から、ビジネス獲得等の見返りに、賄賂を要求・収受等をする、その外国公

務員等は、米国政府から、15年以下の拘禁刑、25万ドル(又は賄賂額の3倍)以下の罰金刑に処せられます。

この罰則のほか、司法長官から議会の関係委員会に対して、FEPAの執行状況等を年次報告するように求める条項なども設けられています。

FEPAでは、対応する贈賄行為の罰則は設けられておらず、贈賄した個人・企業は、FCPAの外国公務員等贈賄罪で基本的には処罰されるのだらうと思われます。

主権国家や地域から構成される国際社会において、外国の公務員を賄賂要求・收受等で自国政府にて処罰する罰則を作るとは、ある意味で米国らしいことではありますが、外国公務員等贈賄罪に関する米国の2010年代以降の法執行状況を振り返って見れば、順当な法の発展経緯なのかもしれません。

私の感覚では2010年代以降ですが、米国において、米国企業等から賄賂を收受した外国公務員がマネロン罪で訴追・処罰等される例が少なからず散見されるようになりました。このことは、私も以前に[本ニューズレター2017年8月号](#)で書いたとおりです。

いわゆるファシリテーション・ペイメント(small facilitation payments)などに典型的に見られるように、企業が公務員等から金品を要求されて対応に苦慮する例は少なくありません。贈収賄等の腐敗の防止のためには、(他の国家・地域の主権や自律性との抵触を度外視すれば、)確かに収賄者たる外国公務員に対する刑事罰による一般予防が必要だということも理解できます。

このような米国の法執行の流れや、企業側から見た場合の汚職の解決の困難性からすれば、今回の米国の立法は予想されたところと言うべきなのでしょう。

なお、FEPAも、むやみやたらに米国の管轄(立法管轄権)を拡張しているというわけではなく、賄賂要求等の相手方が米国人・米国企業等である場合を処罰範囲にしているの、米国議会としても、保護主義ないし消極的属人主義の観点から自国の国家管轄権を及ぼすことに正当性があると考えた結果なのでしょう(なお、米国管轄内に所在する者を処罰範囲にしている点は属地主義の要請によるものと理解されます)。

他方において、私は、2010年代以降の米国における外国公務員等の賄賂收受等に対するマネロン罪を転用した処罰について、米国と中南米諸国という特殊な関係があるが故であって、欧州・アジア・アフリカ・オセアニア等にまで軽々に一般化できないのかもしれない、とも思ってきました。

まず、私などが申し上げるべきことではありませんが、米国と中南米諸国との間には、歴史的にも、政治・経済・社会・文化的にも、他の地域とは異なる、密接な関係—密接とは言っても、左派政権との対立など多様な関係であり、それも米国の懐の広さだと個人的には思ってきましたが—が形成されてきました。

そうした関係も背景にあるのか、米国でマネロン罪の適用によって訴追・処罰されてきた外国公務員は、タイの公務員など一部の例外を除けば、圧倒的多数が中南米の政治家や公務員等でした。

中南米の公務員等が米国企業や非米国企業から收受した賄賂で、フロリダで不動産等の資産を取得したところ、贈賄側が外国公務員等贈賄罪で摘発され、訴追延期合意(Deferred Prosecution Agreement(DPA))に基づいて捜査協力して、その結果、収賄側の中南米公務員等がマネロン罪で米国で処罰される、というパターンです。中南米と米国の近さ、米国内での資産保有から、そうした中南米公務員等は、比較的頻繁に米国への入出国を繰り返しており、米国に入国した時点で、出入国管理当局との連携で米国連邦検察官が当該中南米公務員等の身柄を押さえる、といったことが行われていたようです。

この点、中南米の公務員等の場合とは異なり、他の国の収賄側の公務員等を米国政府が処罰することは、その公務員等が米国内で資産を保有しているとは限らないこと、身柄の確保(つまり、刑事裁判における被告人の出頭確保)が通常は容易ではないことから、実際問題として、そう簡単ではないわけです。

今回のFEPAの制定によって実体法の手当がなされたとはいえ、収賄等した外国公務員の身柄の確保(や証

抛収集)という問題は引き続き残ります。もちろん、米国は、今後も更に捜査共助や逃亡犯罪人引渡し等の活性化を目指と思いますが、これまでの国際法上のオーソドックスな考え方によれば、逃亡犯罪人引渡しにおける自国民不引渡し原則は二国間条約等を通して放棄する必要があり、FEPAの制定によっても、実際に米国で訴追・処罰等される外国公務員等の範囲は、結局、中南米諸国の公務員等が圧倒的多数という状況に変わりはないのかもしれませんが。あるいは、昨今は経済安全保障が叫ばれているところ、FEPAも、米国の経済制裁や対米外国投資への対応の流れと軌を一にして、中南米以外の国の公務員等に積極的に適用される可能性もあるのかもしれませんが。

ところで、FEPAが日本企業に与える影響は、今のところは限定的だと思います。

日本企業が外国公務員等に贈賄すれば、日本の不正競争防止法のほか、現地国の贈収賄規制の適用を受けるほか、米国の管轄が及ぶ事案であれば、米国のFCPA(外国公務員等贈賄)で処罰されます。このことには何の変化もありません。

FEPAとの関係で日本企業やその役職員が関係することになるシナリオとしては、例えば、日本企業が米国企業の共犯として外国公務員等贈賄を行ったとして、米国連邦検察官との間でDPAを締結した結果、当該DPAに基づいて、当該外国公務員等による当該米国企業との間の賄賂要求・收受等について、証拠提出や証言等の捜査協力を求められる、といったあたりだろうと思われます。

それに対して、日本の政治家・公務員や、特殊法人・独立行政法人等の役職員は影響を受けることとなります。もちろん、米国連邦検察官がどの程度FEPAを執行するか如何ではありますが、理屈の上では、米国企業から収賄したとされると、日本だけでなく、米国でも処罰されることになり、米国に入国すれば逮捕されるといった事態にもなりかねない、ということになります。なお、米国から日本に対する逃亡犯罪人引渡し請求において双罰性の要件を満たすかどうかは慎重な検討が必要だと思います。

II 外国公務員贈賄罪に関する新たな国外犯処罰規定の創設(2023年不正競争防止法改正)について

執筆者: 平尾 覚、宮本 聡

1. 新たな国外犯処罰規定の概要

本号の木目田裕弁護士の論考が紹介する米国の例ほどドラスティックなものではありませんが、日本においても外国公務員贈賄罪に関して重要な法改正が行われています。

[本ニュースレター2023年6月30日号](#)でご紹介したとおり、同月、改正不正競争防止法が成立し、外国公務員贈賄罪に新たな国外犯処罰規定が創設されました。この新たな国外犯処罰規定は、2024年4月に施行される予定です。

本改正より前は、不正競争防止法の外国公務員贈賄罪は、日本国内で行われた行為(国内犯(刑法8条、1条1項))と、日本国外において日本国民が行った行為(国民の国外犯(本改正前(現行)の不正競争防止法21条8項、刑法3条))を対象としていました。そのため、日本国外の外国人(日本国民でない者)による行為については、当該外国人が、外国公務員贈賄罪の適用対象者(属地主義、属人主義の対象となる者)の共犯に当たらない限りは、同罪の適用対象とはなりませんでした。

ところが、本改正によって、「日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用者その他の従業者であって、その法人の業務に関し」、日本国外において外国公務員への贈賄を行った外国人にも、外国公

務員贈賄罪が適用されることになりました。

2. 本改正後に想定される適用事例、日本企業の留意点等

本改正後、例えば

ケース①：日本国内に主たる事務所を有する日本法人 A 社の外国人従業員 B 氏が、日本国外において、C 国の公務員に賄賂を供与した場合

ケース②：A 社のブローカー D 氏が、日本国外において、C 国の公務員に賄賂を供与した場合における外国公務員贈賄罪の適用はどうか。

ケース①では、B 氏は、「日本国内に主たる事務所を有する法人の・・・使用者その他の従業者」に当たるとして、外国公務員贈賄罪で処罰され、両罰規定¹(不正競争防止法 22 条)によって A 社も処罰を受ける可能性があります。

また、ケース②では、D 氏は、「日本国内に主たる事務所を有する法人の・・・代理人」に当たるとして、外国公務員贈賄罪で処罰され、両罰規定によって A 社も処罰を受ける可能性があると考えられます。

それでは

ケース③：A 社の海外子会社である E 社の外国人従業員 F 氏が、日本国外において、C 国の公務員に賄賂を供与した場合

はどうか。

形式的に見れば、F 氏は、あくまで E 社の従業員であって、「日本国内に主たる事務所を有する法人」である A 社の「代表者、代理人、使用者その他の従業者」には当たらないように思われます。また、本改正の立法過程の議論²では、本改正のきっかけとなった OECD の第 4 期対日審査報告書は、日本企業の海外子会社の外国人従業員に対する処罰規定を設けることまでは勧告していないとの理解が示され、「日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用者その他の従業者」には、日本企業の海外子会社の外国人従業員は含まれないとする方向で検討が進められていました³。そうすると、原則として、日本企業 A 社の海外子会社の外国人従業員である F 氏が、「日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用者その他の従業者」に当たり、処罰されることはないと考えられます。

もっとも、F 氏が、「日本国内に主たる事務所を有する法人」である A 社から直接指示を受けて業務を行っている場合などには、A 社の従業員等と同視できるとされ、F 氏が、A 社の「代理人、使用者その他の従業者」に当たるとして、外国公務員贈賄罪について処罰を受ける(A 社も両罰規定によって処罰を受ける)可能性は否定できないと考えられます。

また、上記 1 のとおり、F 氏が、A 社の日本人従業員と共犯関係にあった場合には、当該日本人従業員の共犯として、外国公務員贈賄罪について処罰を受け、A 社も両罰規定によって処罰を受ける可能性があります。

¹ 外国公務員贈賄罪については、法人の代表者、代理人、使用者その他の従業者が、その法人の業務に関して、外国公務員贈賄を行った場合には、法人にも罰金刑を科す両罰規定が定められています(不正競争防止法 22 条)。

² 第 211 回国会参議院経済産業委員会 2023 年 6 月 6 日の蓮井政府参考人答弁、第 2 回産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/gaikoku_komuin_wg/002.html)における議論参照。

³ 産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ「外国公務員贈賄に係る規律強化に関する報告書」(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/gaikoku_komuin_wg/pdf/20230310_1.pdf)23 頁など。

す。

多くの日本企業においては、既に、海外各国の贈収賄規制も念頭に、海外事業における贈賄防止のプログラムを策定、実施しており、本改正を受けて、海外事業における贈賄防止のためのプログラムを大きく見直す必要はないかもしれません。

もともと、現地で採用された外国人従業員は、現地特有の雇用慣行もあり、日本企業への帰属意識が弱く、文化・習慣の違いも相まって、企業理念やコンプライアンス意識の徹底に苦勞している日本企業が少なくないのも事実です。日本企業においても、本改正を機に、本改正の周知徹底を含め、海外事業における贈賄防止のためのプログラムに見直すべき点がないか改めて確認する必要があると思います。

Ⅲ 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、梅澤 周平、澤井 雅登

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2023年12月21日】

公正取引委員会、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド－カルテル・談合への対応を中心として－」を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231221compliance.html>

公正取引委員会は、2023年12月21日、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド－カルテル・談合への対応を中心として－」を公表しました。本ガイドは、主にカルテル・談合に関して、個々の企業が実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用する際に参考となるベストプラクティスを整理したものです。本ガイドは、以下のとおり、実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素を整理した上、構成要素ごとに企業等の好取組事例を紹介しています。

(1) 独占禁止法コンプライアンス全般

- ・ 経営トップのコミットメントとイニシアティブ
- ・ 自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応
- ・ 独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用
- ・ 組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分
- ・ 企業グループとしての一体的な取組

(2) 違反行為を未然に防止するための具体的な施策

- ・ 競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用
- ・ 独占禁止法に関する社内研修の実施
- ・ 独占禁止法に関する相談体制の整備・運用
- ・ 独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用

(3) 違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策

- ・ 独占禁止法に関する監査の実施
- ・ 内部通報制度の整備・運用

- ・ 独占禁止法に関する社内リニエンシー制度の導入
 - ・ 独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応
- (4) プログラムの定期的な評価とアップデート

【2023年12月21日】

公益社団法人日本監査役協会、改定版「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を公表

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-10297/>

公益社団法人日本監査役協会は、2023年12月21日、改定版「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を公表しました。

本改定は、2021年11月に「監査に関する品質管理基準」が改訂され、リスク・アプローチに基づく品質管理システム⁴が導入されたことを受けて、会計監査人评价の評価項目の充実を図ったものです。具体的には、会計監査人评价基準の各項目について、「基本項目」、「詳細項目」及び「評価方法」に分けて記載することとし、さらに、従前から記載されていた関連する確認・留意すべき事項を「詳細項目」に対応する形に整理するなどして、評価項目を充実させています。

【2023年12月26日】

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集を開始

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080305&Mode=0>

2023年12月26日、「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集を開始しました。

本改正は、登記官が「適当と認めるとき」には、株式会社の代表取締役等の住所を、申出により、登記事項証明書等において一部開示しないこととする措置を講ずることができることなどをその内容とするものです。従前より、ストーカー行為等に係る被害を受けた者のうち所定の要件を満たす者については、登記事項証明書等に住所を記載しない措置を講ずることが認められていましたが(商業登記規則第31条の2)、本改正案が実現した場合には、同様の措置を講ずることができる者の範囲が拡大されることとなります。

【2023年12月27日】

金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2023」を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231227.html>

金融庁は、2023年12月27日、同年1月に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令によって、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されたことを踏まえ、同記載欄の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2023」として公表しました。

金融庁は、今後、本事例集に「コーポレート・ガバナンスの概要」等の項目を追加して、公表、更新するこ

⁴ 本実務指針によれば、リスク・アプローチに基づく品質管理システムとは、「品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別して評価を行い、評価したリスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施することを求めるもの」です。

とを予定しているとのことです。

本事例集は、サステナビリティについて、昨年度の事例集⁵にも存在した「気候変動関連等」、「人的資本、多様性等」という項目に加えて、新たに「人権」、「個別テーマ」といった項目を挙げ、各項目に関する開示例を紹介しています。

【2024年1月17日】

公正取引委員会、「電力分野における実態調査(卸分野)について」を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240117.html>

公正取引委員会は、2024年1月17日、「電力分野における実態調査(卸分野)について」と題する報告書を公表しました。本報告書は、公正取引委員会が、電力市場における競争環境の実態や制度上の課題等を把握するため、実態調査を実施し、卸分野のうち、発電事業者と小売電気事業者間の取引に係る内容に関連するものを中心に、調査結果を取りまとめたものです。本報告書は、例えば、旧一電発電⁶等が、新電力⁷との間の電力卸売契約において、転売禁止条項、供給エリア制限条項、供給量上限条項等の取引制限条項を設定することは、独占禁止法上問題となる(拘束条件付取引、私的独占、取引拒絶に該当する)おそれがあることや、旧一電小売⁸が、正当な理由なく、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となる(私的独占、不当廉売に該当する)おそれがあること等を指摘しています。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

⁵ 概要については、[本ニュースレター-2023年3月6日号](#)(「金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2022」を公表)をご参照ください。

⁶ 「旧一電」とは、2016年4月改正前の電気事業法に基づく一般電気事業者のこと、「旧一電発電」とは、旧一電の発電事業者又は発電部門のことです。

⁷ 「新電力」とは、2000年の小売分野の部分自由化後に小売分野に新規参入した事業者のことです。

⁸ 「旧一電小売」とは、旧一電の小売電気事業者又は小売部門のことです。